

第 8 6 3 回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成 2 7 年 3 月 1 7 日 (火) 午後 3 時

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席委員 庄子委員長, 佐竹委員, 伊藤委員, 遠藤委員, 奈須野委員, 高橋教育長

4 説明のため出席した者

吉田教育次長, 鈴木教育次長, 志子田総務課長, 梶村教育企画室長, 菊田福利課長,
鈴木教職員課長, 桂島義務教育課長, 門脇特別支援教育室長, 山内高校教育課長,
猪股施設整備課長, 松坂参事兼スポーツ健康課長, 三浦生涯学習課長, 笠原文化財保護課長 外

5 開 会 午後 3 時

6 第 8 6 2 回教育委員会会議録の承認について

委 員 長 (委員全員に諮って) 承認する。

7 第 8 6 3 回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委 員 長 佐竹委員及び遠藤委員を指名する。
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。

8 秘密会の決定

6 議事

第 1 号議案 職員の人事について

第 2 号議案 教育功績者表彰について

第 6 号議案 宮城県指導力不足等教員審査委員会委員の人事について

第 7 号議案 宮城県教科用図書選定審議会委員及び専門委員の人事について

第 1 2 号議案 宮城県美術館協議会美術品収集専門部会委員の人事について

委 員 長 6 議事の第 1 号議案及び第 2 号議案, 第 6 号議案, 第 7 号議案, 第 1 2 号議案につ
いては, 非開示情報等が含まれているため, その審議等については秘密会としてよろし
いか。

(委員全員に諮って) これらの審議については, 秘密会とする。

※ 会議録は別紙のとおり (秘密会のため非公開)

9 専決処分報告

(1) 第 3 5 1 回宮城県議会議案に対する意見について (追加提出分)

(説明者: 教育長)

第 3 5 1 回宮城県議会議案に対する意見について, 御報告申し上げます。

資料は, 1 ページから 3 ページであるが, 1 ページを御覧願いたい。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により, 本年 2 月 1 7 日付けで知事から意見を
求められたので, まずは, その内容について御説明申し上げます。

「予算議案」については, 資料 3 ページの「第 3 5 1 回宮城県議会 (追加提出分) 提出予算議案の概要」
を御覧願いたい。

「1 補正予算の概要」については, 一般会計歳出予算のうち教育委員会分として, 4 4 億 4, 0 2 4 万
8 千円を減額計上しようとするものである。

次に, 「2 主な補正内容」については, はじめに増額補正について御説明申し上げます。スポーツ施設の補修
工事等の財源であるスポーツ振興基金が枯渇する状況にあることから, 今後の補修等に要する経費の一部と
して約 3 0 億円を積み増ししようとするものである。所管するスポーツ施設は, 平成 1 3 年に開催された「み

やぎ国体」を契機に整備したものであり、老朽化対策の必要な施設が多数あることから、長寿命化を図るための維持補修工事等を計画的に実施してまいらる。

次に、主な減額補正としては、勸奨退職見込者数の減により退職手当について減額計上しようとするもののほか、県立学校等の災害復旧事業における事業実施時期の一部見直しにより事業費を減額計上しようとするものである。そのほか多くの事務事業において、経費の縮減に努めた結果、予算に残額が生じる見込みであることから、それらについても減額計上しようとするものである。

次に、「3 債務負担行為の変更」については、既に議決を受けている公共施設管理運営業務委託について、光熱水費の増加等により、限度額を変更しようとするものである。

最後に「4 繰越事業」については、高等学校建設事業、特別支援学校建設事業及び東日本大震災に係る災害復旧事業などにおいて、所要の額を計上しようとするものである。

以上 知事から意見を求められた内容について御説明申し上げたが、このことについては、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、2月17日付けで専決処分し、異議のない旨回答したことについて、同条第2項の規定により報告する。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑) 質疑なし

10 議事

第3号議案 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について

(説明者：教育長)

第3号議案について、御説明申し上げます。

資料は、4ページから12ページである。

資料8ページの改正の概要を御覧願いたい。

はじめに「1 改正の内容」の「(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う改正」について御説明申し上げます。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、改正前の同法第18条に条ずれが生じたことから、規則第3条に所要の改正を行うとともに、改正前の同法第20条に規定していた教育長の職務代理に関する条項が削除されたことから、規則第16条第4項を削除するが、附則にその経過措置を加え、当面現状の体制を維持するものである。

次に「(2) 本庁関係課室の再編等に係る改正」については、平成29年度に開催を予定している、全国高等学校総合体育大会及び全国高等学校総合文化祭の開催準備のため、来年度から「全国高校総体推進室」及び「全国高校総合文化祭推進室」を新設することに伴い、新たな事務分掌を加えるとともに関係規定の改正を行おうとするものである。

次に「(3) 県立学校の廃止及び新設等に係る改正」については、今月末をもって「上沼高等学校」、「米山高等学校」及び「米谷工業高等学校」の3校が統合、廃止され、平成27年4月から「登米総合産業高等学校」が開校することに伴い、関係規定の改正を行うものである。

最後に、「(4) 「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部を改正する政令」の施行に伴う改正」について御説明申し上げます。

「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部を改正する政令」の施行に伴い、改正前の同施行令第9条に条ずれが生じたことから、別表第二第一号について所要の改正を行うものである。

なお、改正規則は、平成27年4月1日から施行することとしており、その内容は資料9ページから12ページの新旧対照表に記載のとおりである。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

(質 疑) 質疑なし。

委 員 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

第4号議案 教育財産管理規則の一部改正について

(説明者：教育長)

第4号議案について、御説明申し上げます。

資料は、13ページから26ページである。

資料20ページの「改正の概要」を御覧願いたい。

「1 改正の概要」について、1点目は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、条文の整理を行うものである。

2点目は、教育財産の目的外使用許可の申請手続を簡素化するため、申請様式の見直しを行うものであり、具体には、添付資料の省略、連帯保証人欄の表示修正及び所要の文言修正を行うものである。

なお、改正規則は、平成27年4月1日から施行することとしており、その内容は資料21ページから26ページの新旧対照表に記載のとおりである。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

(質 疑) 質疑なし。

委 員 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

第5号議案 第2期「学ぶ土台づくり」推進計画について

(説明者：教育長)

第5号議案について、御説明申し上げます。

資料は27ページから32ページ及び別冊資料である。

はじめに資料28ページを御覧願いたい。

1の「策定の趣旨」であるが、平成23年3月に策定した「学ぶ土台づくり」推進計画は、今年度末に終期を迎えることとなるが、幼児教育を取り巻く新たな課題や変動する社会経済情勢に対応し、引き続き本県幼児教育を推進していくため、現行の計画の基本的な方向性を継承しつつ、第2期「学ぶ土台づくり」推進計画を策定することとしたものである。

次に、2の「第2期推進計画策定の経過」であるが、今年度、幼児教育に係る有識者や幼稚園・保育所等の関係者で構成する「学ぶ土台づくり」推進連絡会議を4回開催し、御審議いただいたほか、概要資料に記載のとおり「幼児教育に関わる実態調査(アンケート)」や、パブリックコメントの実施を踏まえ、最終案を取りまとめたところである。

次に3の「第2期推進計画の内容」であるが、構成は第1章から第5章までとなっており、詳細については、後ほど教育企画室長から具体的に御説明させていただくこととする。

なお、第2期計画においては、現行の計画に新たに3点の項目を加えている。資料の囲みを御覧願いたい。

1点目は第3章「本県幼児教育の現状」に『東日本大震災の影響』について記載したこと、2点目は第4章「施策の展開」に目標ごとに『家庭でできる取組』について記載したこと、3点目は同じく第4章に計画を進行管理するための『目標指標』を設定したところである。

次に、4の「第2期推進計画の期間」であるが、本計画は「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画(再生期)」との連動性を考慮して、平成27年度から平成29年度までの3年間としている。

最後に、5の「今後の対応」であるが、第2期計画の着実な推進を図るため、関連事業の実施状況を毎年度評価し、その結果を次年度の取組に反映させてまいりたいと考えている。

なお、第2期計画(最終案)の概要については、教育企画室長から御説明申し上げます。

(説明者：教育企画室長)

それでは、資料29ページを御覧願いたい。

はじめに、第1章「本県幼児教育の目指す姿」については、「元気いっぱい、夢いっぱい、瞳かがやくみやぎっ子」を現行計画から継続し、その実現のため、資料記載の4つの目標と10の施策を設けている。

続いて、第2章「計画の策定にあたって」について、この章では、「第2期推進計画策定の趣旨」と「計画策定の経過」について記載した章となっている。その内容については、先ほど教育長から御説明したとおり

である。

続いて、資料30ページを御覧願いたい。

第3章「本県幼児教育の現状」について、この章では、1の「幼児教育（子ども）を取り巻く社会の状況」について、(1)「少子化と核家族化の進行」のほか、現状を5つの項目に整理している。特に(5)の「東日本大震災の影響」は今回追加した項目で、「生活環境の大きな変化」や「精神的ストレス等による心の問題の増加」などについて記載している。

次に、2の「本県幼児教育の課題」では、県教育委員会が行った「幼児教育に関わる実態調査（アンケート）」の結果や、「学ぶ土台づくり」推進連絡会議の委員の御意見などから見えてきた「課題」についてまとめている。

例えば、(1)「親子のかかわり」では、「限られた時間の中でも密度の濃いかかわりをもつこと」、また、(2)「基本的生活習慣」では、「規則正しい生活リズムを整えるために社会一体となって取り組む」ことの必要性などを課題に挙げている。

また、(3)「体験活動の状況」では、「自然体験活動を行っている割合が低く、地域資源の活用などが求められていること」、(4)「幼児教育の状況」では、「特別な支援を必要とする子どもの理解とその対応について学びたい」という回答が多く、「研修のさらなる充実が求められること」などを課題に挙げている。

続いて、資料31ページを御覧願いたい。

第4章「施策の展開」について、この章では、第3章に記載した本県幼児教育の課題解決のため、目標毎に施策を設け、具体的に記載している。

この章で、今回、新たに追加した項目は「家庭でできる取組」と「目標指標」である。「家庭でできる取組」については、目標ごとに、家庭で実践いただきたい取組を記載したものである。

また、「目標指標」については、第2期計画の目標達成に向けて、着実に施策を推進していくために、「幼児教育に関わる実態調査（アンケート）」の調査項目の中から、施策の進捗状況を把握するために相応しい項目を指標として選定し設定している。

設定の考え方は、過去3年間の経年変化の平均に、主に行動に対する内容には10%の数値を加えたもの、広報や告知に対する内容には20%の数値を加えたもの、そして過去3年間の最良値を基礎として10%の数値を加えたものの3通りである。数値は目標達成が分かりやすいように、それぞれ5%刻みに整え、全ての目標指標で施策が進捗するほど数値が右肩上がりになるように設定している。

各目標指標ともに、平成26年度を現況値とし、また、平成29年度における目標値を設定している。

はじめに、目標1では、「親子のかかわりの促進」など2つの施策を設定している。

「家庭でできる取組」については、「目と目を合わせた子どもとの会話」や「声がけをすること」の大切さなどを示している。

「目標指標」は「平日、父親が子どもとふれあう時間について、1時間位以上と答える保護者の割合」を指標に設定し、現況値を50.3%、目標値を55%としている。目標1ではこのほかに概要資料に記載の3つの目標指標を設定している。

次に目標2では「社会総がかりの取組による基本的生活習慣の確立」など、3つの施策を設定している。

「家庭でできる取組」については、「親子の間で寝る時刻を決め、毎日遅くとも夜9時には就寝させること」の大切さなどを示している。

「目標指標」については、「子どもが『午後9時頃までに就寝する』と答える保護者の割合」を指標に設定し、現況値を41.9%、目標値を50%としている。目標2ではこのほかに概要資料に記載の4つの目標指標を設定している。

続いて、資料32ページを御覧願いたい。

目標3では、「人とかかわる体験の充実」など、2つの施策を設定している。

「家庭でできる取組」については、「子どもと一緒に外へ出かけてみること」や「できることからお手伝いを積極的にさせること」の大切さを示している。

「目標指標」については、「子どもが自然体験活動を『何度も（いつも）している』と答える保護者の割合」を指標に設定し、現況値を14.7%、目標値を30%としている。目標3ではこの他に概要資料に記載の

3つの目標指標を設定している。

次に目標4では、「幼・保・小の連携と小学校への円滑な接続」など、3つの施策を設定している。

「目標指標」については、「小学校との連携を『情報交換』と答える幼稚園と保育所等の割合」を指標の一つに設定し、現況値を70.4%、目標値を80%としている。目標4ではこのほかに概要資料に記載の3つの目標指標を設定している。

最後に、第5章「計画の推進」について、この章では、本計画を推進するにあたり、家庭を中心として、地域社会、教育現場、行政など社会全体で幼児教育を展開することの必要性和計画の推進に向けた県の体制についてまとめている。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

(質 疑)

伊 藤 委 員

推進計画の概要版と別冊資料は、分かりやすく整理をされていると感じた。

この推進計画の活用については、いつ誰にどのようなかたちで手渡されて情報が共有されるのか伺いたい。また、年度計画の評価については、内容が各部局間にわたるため容易ではないと思うが、どのような体制で評価に繋げていくのか伺いたい。

教育企画室長

「学ぶ土台づくり」推進計画の周知方法について、1点目には本推進計画の策定委員会のオブザーバーである各市町村教育委員会を通じて、該当地区の親子や活動団体に対して周知してまいりたいと考えている。

2点目としては、本推進計画の各種団体、幼稚園連合会、保育所連合会があるので、こうした団体を通じて県内全ての保育所、幼稚園にこの推進計画が行き渡るようにしてまいりたいと考えている。

また、3点目としては県のホームページにも掲載して、広く県民の皆様に周知してまいりたいと考えている。

評価システムの件について、「学ぶ土台づくり」推進計画は、県全体の行政評価システムの中で、教育振興基本計画の実施計画の中に位置づけられている。

年度ごとの実施状況については、毎年7月、8月、決算時期の前に行政評価を全体として評価することとなっている。その中で教育分野、それからこの「学ぶ土台づくり」推進計画に掲載している他部局の評価もそこで行われるので、全体的には8月か9月には、教育委員会でも全体での行政評価の中の一環として御報告できると考えている。

奈 須 野 委 員

第4章の施策の展開の中で、目標1の親子間の愛着形成の促進の中の目標指標の中で、「父親が子どもとふれあう時間について、1時間位以上と答える保護者の割合」とあるが、どのような意図で父親にだけ限定したのか理由を伺いたい。

教育企画室長

これまでもこのようなデータをとってきたが、どちらかというと母親が子どもと接する時間が多いという傾向があった。それでこの「学ぶ土台づくり」計画推進の中でも、父親がもっと親子間の愛着形成に携わるべきであるということで、父親にもっと積極的に携わっていただくように、あえて両親ではなく父親を抜き出して目標に設定したということが背景となっている。

奈 須 野 委 員

そうした背景が施策1の「父親の育児参加の促進」という部分にも繋がってくると思うが、母親だけの母子家庭などにも配慮が必要であり、そうした部分については、推進計画の中で、分かりやすく説明されていけば良いのかなと感じた。

教育企画室長

委員御指摘のとおりである。十分配慮しなければならない部分であるが、少し配慮の足りない部分があったと考えている。なお、前回の推進計画と同じ指標で経年評価している部分があるので、このとおりとさせていただきたいが、ただ今、委員御指摘の点は、注釈等の修正を加えて誤解のないよう、気を悪くされる方がいないような形で反映させてまいりたいと思う。

遠 藤 委 員

ルルブルについては、かなり定着、浸透してきている印象がある。

別冊資料44ページの幼稚園、保育所の先生を対象とした実態調査では、「名前と取

り組みを知っている」が61パーセント、「名前だけは聞いたことがある」が27パーセントとあり、先生方には浸透していると考えられる。

一方、48ページの保護者対象のアンケートでは、「知っている」が24.7パーセント、「名前だけは聞いたことがある」が25.6パーセント、「全く知らない」が半数となっており、先生方までは浸透しているが、その重要性が保護者には伝わりきれていないのではないかと思う。

例えば、「はやね・はやおき・あさごはん」については、家庭内での取組に関する部分が多い。川島先生が提唱する「寝ること」と「朝食を摂ること」の重要性については、科学的根拠を背景としており、それを元にルルブルの各種事業を進めているということを先生方に理解してもらい、保護者に伝えてもらう必要があるのではないかと思う。表面的に食べるとか寝るということだけではなく、その背景を伝えることによって、寝ることによって子供は育ち、記憶が定着すると川島先生が話しているようなことを、是非そうした部分も踏み込んで先生方には伝えていただきたい。

教育企画室長

委員御指摘のとおり、ルルブル運動はなかなか浸透していないという部分がある。

現場の保育所や幼稚園の先生には、川島先生が監修した科学的データに基づいた冊子なども使用していただいているので、重要性はかなり認識いただいていると思うが、今後も保育所や幼稚園の現場の先生方から保護者に伝えていただくよう、教育啓発の機会を設けてまいりたい。

親子だけではルルブル運動はなかなか浸透しにくいですが、例えば、企業や使用者の皆様にも浸透させていただき、ライフワークバランスの面でも良い効果が期待できるため、ルルブル運動を推進していただけるような普及啓発活動を行っている。

その一環として平成26年度はテレビコマーシャルを活用した普及啓発を行ったところである。一般県民のルルブルに対する認知度は、コマーシャルを行う前の昨年9月には15パーセントであったが、今年の2月では30パーセントくらいに上がった。

こうした啓発活動を継続して行っていくことで徐々にルルブルの認知度を上げていき、来年度、再来年度と続けて広がるよう努力してまいりたい。

遠藤委員

早く帰って家族と一緒にごはんを食べよう、朝も父親と食べようという父親との関わりの時間を増やそうと提唱しても、企業での理解がなければ早く家には帰れないので、そうした部分まで踏み込んでいくのは難しい面もあると思うが、環境を整えるという意味ではとても大事なことであると思う。

佐竹委員

ルルブルについては、かなり浸透しているというイメージはある。

企業に対する啓発も重要であるが、市町村との連携をさらに密にすることで、例えば市の広報誌などにも掲載して、一般の方々も年齢を問わず老若男女がルルブルに取り組めるようになることが一番良いと思う。全県で取り組めるような働きかけをしていただきたい。

別冊資料7ページに、「モデル地区に指定された市町村において、乳幼児検診等で発達障害等の疑いのある未就学児を早期に発見して、関係機関が連携して、適切な支援を継続的に行うことができました。」と記載があるが、これは指定したモデル地区からの報告によるものと思われるが、モデル地区に限らず全県でこのような活動、取組ができるような連携をきちんと図っていただきたい。

子どもたちが小学校就学前の早期の段階で、いろいろな発達障害を発見することで、きちんとしたケアリングが可能となるので、子どもたちの将来のためにもモデル地区に限らず、全県でそれができるような体制整備を是非呼びかけていただきたい。

別冊資料11ページの「図4 チャイルドライン電話相談件数」について、宮城県の電話相談件数が記載されているが、この数字はどこから入手したものか伺いたい。

教育企画室長

最初の2点の御指摘については、着実に推進してまいりたいと考えている。

チャイルドラインの資料については、全国組織である公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの公表資料から引用したものである。委員御指摘のとおり、この数字の基となるのは、チャイルドラインみやぎから出ているものと思われるが。資料の掲載にあたり出所を最終確認を行っていなかったため、完成版の作成までに最終確認をし、必要があれば修正させていただきたいと考えている。

佐竹委員

別冊資料1 1ページ下段の子どもたちの声の一例には、「地震、余震、津波がこわい」という項目から列挙されているが、記載する順序はかなり慎重に行うべきであると思う。実際に平成23年度までは、そのとおりかもしれないが、時系列で見た場合、平成24年度にはどの位の割合があるかよく分からない中で、列挙する順番によっては、強いインパクトを与えてしまう。そうした部分はきちんと精査し、見る人たち、読む人たちのことを考えて列挙すべきであり、検討の余地があるのではないかと思う。

もちろん今の子どもたちの現状は、震災の影響がないとは言えないが、それだけに特化するようなかたちにインパクトを与えるのは問題があるのではないか。震災後に増加している相談件数の理由を考えたときに、宮城県ではまだこんなにも多くの子どもたちが悩んでいると思われるかもしれないので、そうした部分も考えて列挙すべきではないかと思う。非常にナイーブな問題である。

教育企画室長

委員御指摘のとおり、平成23年度の意見が主なものとして掲載する可能性が高いので、数値の確認とともに現状についても、チャイルドラインみやぎの代表者に確認を行い、必要であれば修正等を加えさせていただきたい。

佐竹委員

記載内容をどのようにするかは、ナイーブな問題なので検討いただくとともに、数値の引用をする場合には、確認を徹底させていただきたいと思う。

別冊資料1 7ページの「図15 幼稚園と保育所の研修の満足度」については、大きな問題があると思う。研修に満足しているという先生方が非常に少ない。時間的に難しい、参加したいが補充体制が難しいため参加できないというジレンマがあるので、このあたりの対策にも着目していただきたい。

保育所の先生方から話を伺った際、自分が学びたい内容の研修に行けなかったり、学びたい内容の研修が企画されていないなどの意見があった。子どもたちと直接関わる先生方が有益な研修が受講できるような体制づくりが大事であると思うので、その辺を何とか皆さんに良い知恵をいただけるように重点を置いていただきたい。

文言の表現でお願いしたい。遊びについても何についても、将来につながる文言の使用をしていただきたい。例えば親子で外遊びをするということは、基礎体力を養うことであると思う。冒険心や忍耐力といった言葉は、インパクトがあると思うので、読む側に興味を持ってもらえるような表現を使用していただきたい。

また、「地域」という表現をしているので、近所の人たちと仲良くすることは大事なことなので、隣同士で挨拶をしたり、何かあったときに駆けつけるような関係が構築できたら良いと思うので、その辺も考えて表現の仕方をしていただきたい。

この「学ぶ土台づくり」では、親子の触れ合いも大事であるが、相談先を知らないという人たちがかなりいたと思うので、相談機関の周知にも工夫をしていただきたい。

発達障害を持つ不安な御家庭の相談窓口については、誰に相談したら良いか分からないということは、本当に不安な事であると思うし、保護者も不安であると思う。このような相談窓口があるということを、保育所や市町村とも連携しながら全県に伝わったら良いと思うので、啓発を行っていただきたい。

子育ての悩みを抱える保護者は、子どもたちが一緒に遊んだり、家族ぐるみで遊んだりするなど、親同士が仲良くなるような仲間づくりが大事であると思うので、そうした友達づくりの場があるべきであると思う。こうした点にも着目していただきたい。

その中でも「子育てふれあいプラザ（のびすく）」のような拠点がいろいろな場所にできたらいいという意見もあるので、その辺も網羅した中で、よく考えて策定いただいたのであれば、第2期計画ではこの辺まで踏み込んでもいいのではないかと思います。

教 育 長

今回は、第2期推進計画ということで、今年度中に策定したいと考えている。そうした観点から、御指摘いただいたデータや数字については確認をし、修正の必要があれば加えたいと考えている。文言については、今回はこうした表現でお願いしたい。

また、いただいた御意見については、例えば保護者同士が互いに話のできる場を設定したり、相談窓口の電話番号などの情報提供については、今後具体的な取組を進めていく中で、反映させてまいりたい。

先ほどお話いただいた地教委からの情報発信なども大変良い御指摘をいただいている。これまではどちらかというと県教委として計画策定したり、フォーラムを実施したり、知事と川島教授との対談など、県教委として取り組んでいることを情報発信してきたが、いちばん身近な市町村教育委員会、あるいは市町村からの情報発信を、こうした「学ぶ土台づくり」というキャッチフレーズで実施していただくことも大事であると思うので、そうした部分も具体的に取組を進めて行く中で、反映させてまいりたいと考えている。そうしたことで御理解をいただきたい。

庄 子 委 員 長

「学ぶ土台づくり」と志教育は、宮城の誇りであると思うので、順調に内容豊かになっていけばよいと期待している。

委 員 長

（委員全員に諮って）事務局案のとおり可決する。

第8号議案 宮城県特別支援教育将来構想実施計画（前期）について

（説明者：教育長）

第8号議案について、御説明申し上げます。

資料は43ページから44ページと別冊の「宮城県特別支援教育将来構想実施計画（前期）」である。

先月の定例教育委員会において、御承認いただいた「宮城県特別支援教育将来構想」に基づいて策定した、今後5年間の実施計画について、御説明申し上げます。

資料44ページの概要に沿って御説明申し上げます。

「実施計画」については、将来構想の枠組みをなぞった形で策定しており、「Ⅳ 具体的な取組」について「自立と社会参加」、「学校づくり」、「地域づくり」に分けて主な取組を示している。

別冊の7ページに「主な取組」を一覧として示している。

「共に学ぶ教育推進モデル事業」など網掛けをした4つの事業は新規に取り組むものであり、継続事業も含め、特別支援教育の充実に努めてまいる。

なお、喫緊の課題である狭隘化への対応については、7ページの「教育環境整備の推進」に記載しており、今後、できるだけ早期の実現に向けて、さらに関係機関との協議を鋭意進めてまいる。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

（ 質 疑 ）

遠 藤 委 員

具体的な実施計画を策定いただき、4月から始まるのでわくわくしている。先ほどの「学ぶ土台づくり」にもあったが、この幼児期というのは、どのお父さん、お母さんも子育てに悩む時期である。先ほどの資料でいうとしつけやマナーを身につけるということで、子育ての悩みのトップにも入っている。

この他にも障害のある子どもの場合では、障害の受容という問題があると思う。小学校入学前にそれをどのように汲み取って、スタートするのかというのが学齢期、それから卒業後の生活を左右していくものであると思う。

新規のモデル事業として、共に学ぶ教育推進モデル事業が計画されているが、悩む子どもたちをできるだけ広くカバーできるような事業としていただきたい。また、できたものをほかの子どもたちにも適用していくことも併せて推進していただきたいと思う。

以前、白石では個別の教育支援計画のモデル事業として、幼児から亡くなるまでを記入できるような冊子を作成して実践した。あのモデルが白石に限らず大河原地区では広く使われているということであった。全県まで広がっているということではないが、かなり効果を上げて、現在でも使われているということであれば、是非、今後実施する新規のモデル事業も、困っている子どもたちに広く行き渡るような事業を展開していただきたいと思う。課題はたくさんあると思うが、是非よろしく願います。

教 育 長

委員から御指摘いただいた点は、極めて重要な点であると考えている。

別冊資料7ページの施策体系でいうと、1番目の「就学相談活動支援事業」と2番目の「特別支援教育総合推進事業」となるが、どちらも継続事業である。

ただ今、御紹介のあった白石などで取り組んでいる、いわゆる子育て支援カルテのようなものは、保健福祉部と一体となって作り、乳幼児健診の段階で発見された様々な障害に対して、支援内容などを小学校に引き継いでいく。それを中学部、高等部、施設へと引き継いでいながら支援体制を固めていく。そうした取組を次の10年間のうちには全県的に広めていくよう努力してまいりたいと考えている。

特別支援教育室長

具体的な事業展開について説明させていただく。

委員から御紹介のあった白石モデルというのは、総合推進事業のグランドモデル地域指定として取り組んでいる、すこやかファイルというものである。それを基に個別の教育支援計画を作り、更にそれを具体的にした個別の指導計画を作成する。担当者が代わっても、その個別の教育支援計画や指導計画を引き継ぎ、年度ごとに目標に対して評価をし、その評価によって目標を設定し直していくというものである。それを確実に引き継げるような体制を構築してまいりたいと考えている。

その中で特に留意すべき点について、個別の指導計画、支援計画については、必ず目標の確認、評価に対して保護者が参加するということが大事な視点となっている。

そうしたシステムを今度展開する共に学ぶ教育推進モデル事業等で実践し、その積み重ねを随時、ホームページ等で紹介するなどして普及啓発に努めてまいりたい。

また、障害のある児童を含めた保護者の子育て支援については、総合推進事業の中での相談体制整備と合わせて県で実施している発達障害早期支援事業を展開しており、現在、18市町村を指定しているが、更にこの指定市町村を増やすため、工夫しているところである。

奈 須 野 委 員

共に学ぶ新しいモデル事業について、いろいろな個別の中の実践例等をホームページで紹介するという説明であったが、例えばこのモデル校やモデル地域は5年間行うということか、それとも毎年一堂に集まって意見交換したりなどの計画はあるか。

特別支援教育室長

共に学ぶ教育推進モデル事業については、別冊資料4ページの1番上に、モデル地域を1地域、モデル校を8校指定することとして、来年度から取り組んでいくこととしている。具体的には、専門の指導主事を派遣したり、特別支援学校のコーディネーターを派遣したり、臨床心理士や大学の先生方を派遣するなどして、個別の支援計画、指導計画を作って、実際に指導の工夫や指導体制づくりのアドバイスを行っている。年ごとにその進捗状況をホームページに掲載するなどして、進捗状況を報告させていただくというかたちで普及に努めてまいりたい。

奈 須 野 委 員

それは特別支援教育室に集まってきた意見を公表するということか。

特別支援教育室長

そのとおりである。モデル校全部の情報を特別支援教育室で集約して、それを見やすいかたちにまとめてホームページ等で紹介してまいりたい。

また、各学校で事業研究等にも取り組んでいく予定なので、区切り毎に何らかの方法で県全体に普及していく方法についても工夫してまいりたい。

奈 須 野 委 員

モデル地域やモデル校が5年間実施した感想や、モデルを受けてみてどうだったかといった意見交換をする場は設ける予定か伺いたい。

特別支援教育室長 モデル実施校全体が集まる打ち合わせ会を行う予定である。そこで実施校の成果や疑問点を出し合い、それぞれ良かった点を吸収し合い、課題のある部分については、共有して対応策を検討して、具体的な対応として展開してまいりたいと考えている。

各実施校では5年間実施の予定であるが、3年ぐらいを目処として、ある程度まとまったかたちでの実施校の成果を、今後の各実施校の進捗状況を見ながらより良い方法で紹介する企画を考えてまいりたい。

委員長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

第9号議案 県立特別支援学校学則の一部改正について

(説明者：教育長)

第9号議案について、御説明申し上げます。

資料は、45ページから49ページである。

資料47ページを御覧願いたい。

現在、拓桃支援学校は、拓桃医療療育センターへ入所している肢体不自由のある児童生徒に対する教育を行っている特別支援学校であるが、平成27年度中に拓桃医療療育センターは宮城県立こども病院と一体化することとなっている。

これまで、こども病院には「西多賀支援学校こども病院分教室」が設置されており、入院している病弱の児童生徒に対する教育を行ってきたが、拓桃支援学校の移転に併せ、その教育種別を改正し、こども病院分教室を拓桃支援学校の所管とすることとしたものである。

資料中段「2 改正の内容」を御覧願いたい。

県立特別支援学校の学則を一部改正するものであるが、規則別表第一中の拓桃支援学校の教育種別を、これまでの「肢体不自由者に対する教育」から「肢体不自由者及び病弱者に対する教育」と改めるものである。

なお、施行期日については、拓桃医療療育センターの運営主体が、宮城県から地方独立行政法人宮城県立こども病院に替わる平成27年4月1日に合わせて施行するものである。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

(質 疑)

遠藤委員 特別支援教育室長 平成27年度中ということであるが、移転はまだ先で、学校の体制だけ変わるのか。現在、建物は建設中であり27年度中に完成予定である。

委員御承知のとおり、拓桃支援学校は、病院に併設された支援学校であるため、病院が完全に移転しないと学校も一緒に移転することができない。よって組織だけは統合するが、学校そのものはまだ太白区秋保にあるので、完全に拓桃医療療育センターと一緒に移転するという事になっている。

佐竹委員 資料48ページの改正後の宮城県立拓桃支援学校は、肢体不自由者及び病弱者に対する教育で、山元支援学校は病弱者及び知的障害者に対する教育となっているが、どのような教育の種別をしているのか。

特別支援教育室長 はじめに山元支援学校は、山元町にある宮城病院というぜんそく等の子どもたちが入院している病院である。そこに併設されていた養護学校が、今は特別支援学校ということで開設されている。その後、知的障害の子どもたちもその学校で指導できるように改正をして、あとから知的障害を併置したということでこのような順番となっているものである。

委員長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

第10号議案 県立学校の管理に関する規則の一部改正について

(説明者：教育長)

第10号議案について、御説明申し上げます。

資料は、50ページから53ページである。

資料5 2 ページを御覧願いたい。

「1 改正の趣旨」については、平成27年1月15日付けの文部科学省通知により、学校評議員の委嘱に関する取扱いが明確化され、設置者の判断で委嘱の権限を校長へ委任することが可能であるとされた。

これに伴い、本県において、より迅速な手続きのもとで、地域に根ざした適切な人材を学校評議員として活用できるよう、委嘱の権限を校長へ委任するため、県立学校の管理に関する規則について、所要の改正を行うものである。

「2 改正の内容」については、これまで校長の推薦により教育委員会が委嘱してきたものを、校長が委嘱できるように改正し、教育委員会に報告することを新たに規定するものである。

なお、改正規則は、平成27年4月1日から施行することとしており、その内容は資料5 3 ページの新旧対照表に記載のとおりである。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

(質 疑) 質疑なし

委 員 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

第11号議案 県立高等学校の授業料の減免等に関する規則の一部改正について

(説明者：教育長)

第11号議案について、御説明申し上げます。

資料は、54ページから60ページである。

まず、資料56ページを御覧願いたい。

今回改正するのは、就学支援金制度に伴う受講料等の徴収期限についてである。

就学支援金制度は、授業料無償制の見直しに伴い導入されたもので、一定所得未満の世帯の生徒に対して授業料相当額の就学支援金を支給する制度である。本制度は、平成26年度新入生から学年進行で適用され、新年度は1、2年生が対象となるが、在校生が継続して支給を受ける場合の徴収期限の変更の手續きに関して、所要の改正を行うものである。

「2 改正の内容」については、2点である。

1点目は、「(1) 通信制受講料に係る徴収期限の変更期間の見直し」である。

前年度の就学支援金の申請等により、当該年度の4月から6月分までの就学支援金の支給が予定されている通信制課程の生徒について、「①」に記載のとおり変更後の徴収期限を、現行の「3月」から「6月」に変更し、受講料の本人負担が発生しないようにするものである。「②」については、「①」の改正に伴い関連部分を削除するものである。

2点目は、「(2) 第1期分授業料の徴収期限変更規定の削除」である。全日制及び定時制の在校生の手續きについて、表現に不要な部分があったことから、「①」に記載のとおり、「第1期分授業料又は当該年度」の部分を削除するものである。

なお、改正規則は、平成27年4月1日から施行することとし、その内容は資料57ページから60ページの新旧対照表に記載のとおりである。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

(質 疑) 質疑なし

委 員 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

1.1 課長等報告

(1) 宮城県教育振興基本計画第2期アクションプラン(平成27年度改訂版)(案)について

(説明者：教育企画室長)

宮城県教育振興基本計画第2期アクションプラン(平成27年度改訂版)(案)について御説明申し上げます。

資料はA4判の7ページものの資料(概要版)と、別冊「宮城県教育振興基本計画第2期アクションプラン(平成27年度改訂版)(案)」(本体)の2種類である。

資料1 ページを御覧願いたい。

まず、「1 改訂の趣旨」であるが、宮城県教育振興基本計画については、資料記載のとおり、平成22年度から31年度までの10年間の計画期間として、平成22年3月に策定された計画で、この計画を着実に推進していくため、本県教育に関する事業を取りまとめたアクションプランを、毎年度、改訂し、その後、事業の進捗状況等を把握するなど、PDCAサイクルに基づき進行管理することとしているものである。

次に、「(2)を御覧願いたい。平成27年度改訂版については、県の総合計画である「宮城の将来ビジョン」と「宮城県震災復興計画」との整合性を図るため、両計画の実施計画である「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」との一体性に配慮している。

次に、「2 主な掲載事業」であるが、はじめに、「(1) 掲載事業の数」は、再掲事業を除き、338事業を掲載しており、そのうち平成27年度改訂版の新規・組替事業は21事業となっている。

次に、「(2) 平成27年度当初予算額」であるが、再掲事業分を除き、604億6,152万4千円となっており、前年度当初と比べ、約94億5千万円の増額となっている。

資料2 ページを御覧願いたい。

2ページから7ページには、6つの基本方向別に、実績や今年度の点検評価を踏まえた進捗状況を記載するとともに、今後の方向性や事業数と予算額、さらに、主な目標指標と掲載事業を記載している。

ここでは、新規事業を中心に、各基本方向ごとに、主な掲載事業を御説明申し上げる。

はじめに、「基本方向1 学ぶ力と自立する力の育成」では、「(1) 小・中・高等学校を通じた『志教育』の推進」の取組として、専門高校等における学習効果を広く紹介し魅力的な教育内容について理解と関心を高める「みやぎ産業教育フェア開催事業」を新たに実施するほか、「(5) 時代の要請に応えた教育の推進」の取組として、「ICT利活用向上事業」を組替新規として実施するなど、教育の情報化を推進してまいる。

資料3 ページを御覧願いたい。

「基本方向2 豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成」では、今年度の点検評価において、不登校児童生徒の在籍者数が小・中学校ともに目標値を達成できなかったことを踏まえ「(1) 感性豊かでたくましい心を持つ子どもの育成と支援」の取組として、スクールカウンセラー等の派遣の継続や不登校の未然防止、早期発見・早期対応を一層強化してまいる。また「(3) 災害に積極的に向き合う知識と能力の育成」においては、「東北歴史博物館教育普及インタラクティブシアター整備事業」を新たに実施するなど、本県の防災教育の一層の推進を図ってまいる。

資料4 ページを御覧願いたい。

「基本方向3 障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進」では、「(1) 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進」の取組として、特別な支援を要する児童生徒が地域の学校に在籍し、障害のない児童生徒と共に学ぶ教育を推進するため、「共に学ぶ教育推進モデル事業」を新たに実施してまいる。

資料5 ページを御覧願いたい。

「基本方向4 信頼され魅力ある教育環境づくり」では、「(1) 教員が学び続けるための体系的な研修の推進」の取組として、教職員を対象にした「心のケア研修事業」を実施してまいる。

資料6 ページを御覧願いたい。

「基本方向5 家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり」では、「(1) 親の『学び』と『子育て』を支える環境づくり」の取組として「基本的生活習慣定着促進事業」を引き続き実施するほか、「(2) 地域と学校との協働による学校支援の仕組みづくり」の取組として「協働教育推進総合事業」を継続して実施してまいる。

資料7 ページを御覧願いたい。

最後に、「基本方向6 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進」では、「(1) 地域をつくる生涯学習・文化芸術の推進」の取組として、省エネルギー型照明設備を導入する「図書館照明設備整備事業」を実施するほか、「(4) 競技スポーツ選手の強化に向けた環境の充実」の取組として、新たに「平成29年度インターハイ等特別強化事業」を実施し、高等学校の優秀なチームや選手の育成、競技力の向上を目指してまいる。

以上のとおり、第2期アクションプランの2年目となる平成27年度においても、アクションプラン掲載

事業を着実に実施してまいるとともに、教育分野における創造的な復興に向けた取組を一層推進してまいりたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

伊 藤 委 員

資料1ページの全体の予算額について、確か平成27年度当初は平成26年度当初に比べて94億5000万円の増額という説明であった。新規事業についてこれだけ増額になるというのは分かるが、ほかにも明記されていないところで予算が大きく提案されているものがあれば伺いたい。

もう一点は、資料4ページの一番下に女川高等学園就業・定着支援事業が、非予算的手法による新規事業と記載があるが、内容について伺いたい。

教育企画室長

1点目の大幅に増額した事業費の理由であるが、この中の94億5000万円の中の約50億円は他部局の予算でプラスとなっている事業である。この内容は、広域防災拠点整備事業で、仙台市宮城野地区に広域防災拠点の整備するための土地の購入というのが主な理由である。

教育庁関係では、そのほかに松島自然の家の再建事業が、先ほどの説明になかったもので約11億円の増、また生徒指導支援事業が約4億円の増、そうした積み重ねにより約90億円が増となっているが、主に土木部の事業である。

特別支援教育室長

女川高等学園就業・定着支援事業については、ゼロ予算であるが、平成28年度の開校に向け、来年度から女川高等学園準備担当が配置される予定である。その中の事務経費として、この事業に必要な各関係機関、各団体、例えば漁協、地域の団体との打合せが始まるということで、この事業そのものの予算ではないが、準備費ということで必要な予算については準備の中で対応していく予定である。

遠 藤 委 員

資料3ページ、不登校児童生徒の在籍率が小、中、高ともに目標値を達成できていないということで、高等学校のスクールカウンセラーの活用事業で予算が増額されたとの説明があったが、小、中学校については、スクールカウンセラーが配置されているのか、これとは別な予算となるのか伺いたい。

義務教育課長

小・中学校にもスクールカウンセラーを配置している。中学校には全校配置、小学校には、市町村に広域カウンセラーを配置しており、小学校対応ということでカウンセリングを行っている。3ページの(1)の「感性豊かでたくましい心を持つ子どもの育成と支援」の1番目の教育相談充実事業の中に組み込まれている。

佐 竹 委 員

3ページ一番下に「(5)心身の健康を保つ学校保健の充実」とあるが、学校・地域保健連携推進事業ということで、今後大きな課題であると思っている。性教育というものの教育、心身の健康という意味でそういうものは組み込まれているのか伺いたい。

スポーツ健康課長

学校地域保健連携推進事業自体は、大きく分けると2つの事業である。

一つは、各教育事務所ごとにそれぞれの地域で、心のケアや虫歯指導など、そうした地区ごとの健康課題に取り組んで課題解決策を図るというための事業である。

もう一つは、各学校の要望に応じて、各学校保健に関する課題の研修会などを実施する際の講師派遣事業が大きな柱となっている。このほかに性教育の推進事業は、国庫負担で別途実施をしている状況である。

佐 竹 委 員

これから性教育というのは心身共に重要な位置を占めてくると思う。国庫負担というのはどのようなことか。

スポーツ健康課長

県全体の性教育の研修会は、別途国庫補助による事業となっている。この事業の中で各学校の要望に応じた研修会は、性に関する研修会が大きな割合を占めている状況である。

佐 竹 委 員

「(5)心身の健康を保つ学校保健の充実」の中に含まれているという理解で良いか。そのとおりである。

(2) みやぎの先人集「未来への架け橋」朗読DVDについて

(説明者：義務教育課長)

みやぎの先人集「未来への架け橋」朗読DVDについて御説明申し上げます。

資料8ページを御覧願いたい。宮城県教育委員会では、県内の児童生徒が人の生き方や考え方を学び、社会人としてよりよい生き方を主体的に求めていくことができるよう、平成25年3月に「みやぎの先人集『未来への架け橋』」を発行したが、この度、先人集の一層の活用を図るため、収録されている話を本県ゆかりの著名人による朗読によって映像化した朗読DVDが完成した。

このDVDは、先人集を道徳の授業等で扱う際、話の内容や時代背景を児童生徒が理解することを視覚的に支援することを目的として作成した。

朗読者には、さとう宗幸氏をはじめ、資料に記載した宮城県にゆかりのある方々を起用し、俳優による再現ドラマや、先人ゆかりの地の映像などを織り交ぜて、1話当たり10分程度にまとめている。

DVDは、県内の仙台市を含む公立小中学校、高等学校、特別支援学校をはじめ、各市町村の公立図書館や適応指導教室にも配布した。

また、広く県民の皆様にも宮城の郷土をひらいた先人について知るきっかけとしていただきたいと考え、動画共有サイト「YouTube」を介して一般向けにも公開しており、すでに御視聴いただくことが可能である。

さらに、株式会社ゲオの協力を得て、宮城県内全26店舗のレンタルショップ「ゲオ」にて、3月20日よりDVDの無料レンタルも行うこととしている。

その他、東北歴史博物館の特別展「医は仁術」でも、DVDの映像を上映展示することが決まった。

今後、こうした情報を記者クラブを通して広く県民の皆様にも周知し、学校教育での活用はもとより、なるべく多くの皆様に御視聴いただきたいと考えている。また、10月17日には、名取市文化会館を会場に、「志教育フォーラム2015」を開催し、先人集と朗読DVD活用に関するシンポジウムの開催を予定している。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

伊 藤 委 員

この朗読DVDは大変良い試みであると思う。2000部作成して、配布し、それを児童が借りていくということになると思う。

このDVDが幅広く県民に見てもらえるような工夫は必要である。メディアへも周知するというので、かなりアクセスも期待できると思う。また、レンタルビデオ店のゲオ全店との連携ということは、今回の朗読DVDだけではなくて、民間とのタイアップというのは非常に有効であると思う。

直接この報告とは関係はないが、ここ1、2ヶ月の間で「高校生地産地消お弁当コンテスト」として、気仙沼西高校、加美農業高校、本吉響高校などの県立高校の生徒が、地域の食材を使ったお弁当を作り、コンビニエンスストアとタイアップして販売している。こうした取り組みにより、地元の食材を生徒たち自身が再発見でき、またその販売について、売れるようにするにはどうしたら良いかという工夫をするなど、将来の起業時にも役立つということがあると思う。

そういう意味で民間のビデオ店との連携は、その一例として有効な手段であると思う。いろんな機会にこのような働きかけ、連携をすべきではないかと思う。

義 務 教 育 課 長

平成25年3月に冊子の先人集を作成したところ、一般県民の方から欲しいという問い合わせが義務教育課にもかなりあった。それを受けて今回は、YouTubeでも見ることができるよう全26話視聴可能とし、アクセス数も見ることができるようにした。杜けあきさんが朗読している動画は、100件以上のアクセス数がある。またYouTubeや一部ラジオでも放送されたということで、県外の方からも是非欲しいという問い合わせがある状況である。民間とも連携して様々なかたちで多くの方々に理解していただきたいと考えている。

遠藤委員 DVDを見せていただいたが、学校の授業で使う際、この先人集を作成した時の基礎となった資料、元データのようなものがあると、先生方は授業を上手く構成する事が出来るのではないかと思います。

義務教育課長 朗読ということで、先人集を一字一句朗読したものであるため、そこからも読み取れるだろうし、委員御指摘のとおり先人集につなげるような方法も考えてまいりたい。
今年度末には教師用の指導資料を作成する予定である。あとは朗読DVD活用優良事例紹介リーフレットも作成するなど活用を推進してまいりたい。

(3) 平成27年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る後期選抜実施状況について

(説明者：高校教育課長)

平成27年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る後期選抜実施状況について、御報告申し上げます。

資料は、9ページから16ページである。

資料9ページを御覧願いたい。

「1 入学者選抜実施高等学校数・学科(コース・部を含む)数」については、後期選抜を実施した公立高等学校数・学科数である。

「2 総括」について、全日制課程においては、後期選抜の募集人数10,047人に対して、出願者は12,229人であったが、当日に190人が欠席したので、受験者数は12,039人となった。また、検査当日の受験倍率は1.20倍で、合格者は9,243人となった。

次に、定時制課程については、後期選抜の募集人数837人に対し、出願者は340人であったが、同じく11人の欠席があったので、受験者数は329人となり、受験倍率は0.39倍で、合格者は302人となった。

「3 第二次募集について」であるが、これは、合格者数が募集定員に満たない高校で実施することとしており、全日制課程では、33校・51学科(コースを含む)で809人、定時制課程では、13校・19学科(部を含む)で535人の募集としている。

出願期間は、3月13日(金)から3月17日(火)までの5日間とし、検査及び発表は、3月19日(木)または3月20日(金)の予定としている。

資料10ページから13ページに「各学校、学科別の合格状況」を、資料14ページから15ページには「第二次募集の実施校一覧」を、資料16ページには「入学者選抜に係る補助資料」を示しているため、後ほど御覧願いたい。

なお、平成27年度入学者選抜における学力検査の結果や地区間の移動など、詳細については、次回、4月の教育委員会であらためて報告する。

本件については、以上のとおりである。

(質疑)

伊藤委員 2次募集について、併設型中高一貫校の仙台二華と古川黎明では、両校ともに中学校ではかなりの高倍率の応募があるということは承知している。

今回初めて両校の高校で2次募集を行うこととなったのは偶然かもしれないが、今年1年だけの結果では、その理由の分析は難しいと思う。このような状況が、来年、再来年も同じ傾向が続くようであれば、男女の比ではなく、応募しにくい何らかの原因があるのではないかと思いますので、対応も含めて検討が必要となると思うがどうか。

高校教育課長 資料10ページの学校番号15番の仙台二華と資料11ページの学校番号40番の古川黎明について、定員割れしたことから第2次募集を実施することとなった。

この2つの学校は性格として大変似た面がある。一つはかつて女子校であったところが共学化された学校であること。もう一つは併設型の中高一貫校であること。さらには、それぞれSGHとSSHといった国の指定を受けながら特色づくり、魅力づくりを進めている学校であること。そうした中で、今回同じような傾向で定員割れとなり2次募集を行うこととなった。

現時点では、まだ個別の学校の分析については進めていない。今回の事由として、併設型の中高一貫校に何らかの理由があるのか、あるいはそれ以外のものにあるのか。そうした部分については、今後各学校からのヒアリングなども含めて詳細の分析を進めてまいりたいと考えている。

資料16ページの補助資料には、地区別の受験倍率や学科別の受験倍率、さらには今回、後期選抜において受験倍率の高かった学校の一覧を掲載している。

表の一番下の受験倍率順の学科名を御覧願いたい。上から家政科、電気科、電子機械科、機械科、化学工業科とあるが、これらは全て専門学科である。

震災以降、あるいは新入試制度へ移行してから特に、専門学科を生徒が積極的に選択して受験するという傾向が強まっており、今回もそうした傾向が見られたと考えている。さらには、スポーツ科学科、理数科、美術科、英語科というように、専門学科の中でも職業系ではない専門学科の倍率が今回高かったというのが一つの特徴であると考えている。

これらは新入試制度の目的の一つであった、生徒の主体的な進路選択を促すことに繋がっていると考えている。生徒も学校をよく調べて、その上で自分がどんな高校生活を送りたいのか、あるいは高校卒業後にどのような進路をとりたいのか、自分の興味、関心はどこにあるのか、そうしたところをきちんと踏まえた上で学校選択をしたものと考えている。今回の受験の状況から見ると、そうした新入試制度の狙いに沿った効果が表れているという印象を持っている。

佐 竹 委 員

2次募集でも専門性の高い高校もかなりあるので、たとえ後期選抜で不合格となっても、自分の目指すところはまだ選択の余地があると認識できると思うので、もう少しその統計を注視していただければ良いと思う。

そこから、子どもたちがどのような傾向で、どのように学んでいきたいのが見えてくると思う。今回の仙台二華や古川黎明の傾向というのは、詳しい分析をしないと分からないと思う。長期的な視野で見えていくと、どういうところに子どもたちが将来の自分を見据えていくのかというのが統計的に見えてくると思うので、前期選抜、後期選抜、2次募集を総合的に見て統計を出していただきたい。

高 校 教 育 課 長

第2次選抜については、今日が応募締め切りのため最終的な受験者数は確定していない。今週末の19、20日に試験が行われ、その後、合格発表を予定している。

そこまで全て終了した段階で、あらためて今回の入試全体の総括的な分析を行って、4月の定例教育委員会で御報告させていただきたい。

(4) 宮城県登米総合産業高等学校の開校について

(説明者：高校教育課長)

「宮城県登米産業高等学校の開校について」ご報告申し上げます。

資料17ページを御覧願いたい。

はじめに、「名称」は、宮城県登米総合産業高等学校、「開校日」は、平成27年4月1日、「設置場所」は、登米市中田町の現在の上沼高等学校校地内である。

次に、「校訓」及び「教育目標」についてであるが、「高志」「挑戦」「創造」を校訓とし、高い志をもって何事にも果敢に挑戦し、専門的な技能と豊かな人間性を身に付け、独創的な発想力で産業界をリードする人間の育成を教育目標としている。

「校歌・校章」、3月17日現在の「生徒数の見込み」については、資料に記載のとおりである。

最後に「開校式・入校式」については、4月8日に開催する。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

佐 竹 委 員

先ほどの後期入試選抜状況の報告では、定員割れとなっていたが、2次募集により定

員は満たされるものと思う。生徒数が少なくなっている中で、4月に開校する学校なので、充実した授業内容として結果を出しながら、一人でも多くの生徒を獲得できるような働きができれば良いと思う。長い目で見ること大事であるが、意欲のある学校を目指して欲しいと思う。

高校教育課長

資料17ページに、3月17日現在の生徒数見込みを記載している。

今回開校する登米総合産業高校には、農業科から福祉科までの6学科がある。各学科の募集定員は40名なので6クラスで240名が定員である。これに対して現在、前期、後期を終えた段階での入学予定者が219名ということで21名が定員割れの状況である。この21名については2次募集を行う。定員240名に対する219名というのは充足率でいうと90パーセントを超えている。

今回は、米谷高校、米山高校、上沼高校、それから登米高校の商業科という登米管内にある職業系の3校1学科を統合したものである。その3校1学科の昨年の入学者数は、ほぼ2年生の生徒数となっており、昨年の入学者数は、その時点での専門学科の定員に対する充足率は50パーセントを切り、半分に満たない状況であった。

それが今回は、新設校に対する期待もあり90パーセントを超える現在の状況になっている。これは委員から御指摘のあったとおり、登米地区の少子化が大分進行しており、地区全体の倍率が0.7倍程度のかかなり低い地区となっている。その中で90パーセントを現段階で確保しているというのは、新設校に対する期待が相当大きいと感じているところである。

遠藤委員

実数でも増えているのか。

高校教育課長

そのとおりである。

庄子委員長

校歌や校章はどのようにつくるのか。

高校教育課長

校名等を決定する時には、統合関係4校と地元の関係者の方々、地元の教育委員会の方々を構成員とした校名等選考委員会を設置した。校名等の中には、校歌や校章も入っており、校名等選考委員会が主体となり決定したところである。

選考方法としては、はじめに公募を行い、公募で集まった中からそれを何点かに絞り、その絞ったものを地域のこれから受験する中学生にアンケートをとり、どれが良いかということで中学生に考えてもらい、校名はこの校名がいい。校歌はこの校歌がいい。と自分たちが胸を張って歌えるともものを中学生の目線で選んでもらったという次第である。

庄子委員長

地域の皆さんで学校づくりをするという意味では、とても良い仕事であったと思う。

奈須野委員

登米総合産業高校の後期選抜の状況について、電気科では受験生が21名に対して合格者が22名となっているのはどのような理由か伺いたい。

高校教育課長

登米総合産業高校については、本県でも何校かの学校が採用している第2希望を選択できる方法で入試選考を行っている。したがって、第1希望から第2希望に回って、第2希望で合格した生徒が何名かいることにより、受験者数を上回る場合が出てくるということである。

(5) 平成27年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について

(説明者：高校教育課長)

平成27年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について、御報告申し上げます。

資料18ページを御覧願いたい。

はじめに、「平成26年12月末」の欄を御覧願いたい。

12月末現在における本県の新卒者の就職内定率は90.0%であり、先日公表された全国平均を1.2ポイント上回っている。

次に、「平成27年2月末」の欄を御覧願いたい。

2月末現在における本県の就職内定率は97.3%であり、前年同期比で1.4ポイント高くなっており、調査結果のある平成15年度以降で、もっとも高い水準となっている。

各学校では、既に卒業式を終えているが、特に未内定者のいる学校に対しては、引き続き、求人情報の提供や新規高卒未就職対策事業等の関係機関による各種の支援事業について紹介するなど、未就職者の支援に努めてまいり。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

佐竹委員 表の一番下にある月間受験者数について、平成27年1月末で見ると167人が受験したという理解でよいか。

高校教育課長 その月の受験者数である。しかし、出願してから受験をして結果が出るまで1～2週間かかるため、受験者数がその月に合否が出るわけではないので、どうしても少しずつズレが生じてしまう。大まかには委員の御指摘のとおりである。

佐竹委員 平成27年1月末で見ると、282人が未内定者でそのうち167人が受験をしたということによいか。

高校教育課長 1月末で見ると、この月に受験をしたのは167人で、1月末で内定が決まっていな者が282人いるということである。よって一月ずつズレが生じることとなる。

(6) みやぎ防災教育副読本「未来へのきずな(絆)」について

(説明者：スポーツ健康課長)

「みやぎ防災教育副読本」について、御報告申し上げます。

資料は、19ページと別冊の副読本2冊である。

この副読本は、東日本大震災の厳しい教訓を踏まえ、平成24年10月に策定した「みやぎ学校安全基本指針」を土台として、県内すべての児童生徒等が様々な災害に対応する能力を身に付け、防災意識の内面化を図るための教材として、昨年度の「小学校3・4年」に引き続き作成したものである。

この副読本を構成する基本テーマは、「3. 11を忘れない」から「生き方を考える」までの、「7つ」である。

このテーマについては、全ての副読本に共通したものとなっている。

昨年度と今年度で小学校の副読本が完成することとなり、今年度から活用されている3・4年生用を含め、来年度から全ての学年で活用されるよう促してまいり。

別冊の小学校5・6年用の10ページを御覧願いたい。

このページでは、児童74名、教職員10名が犠牲になった大川小学校のことを取り上げており、後世にしっかりと伝えるとともに、様々な災害において、二度と犠牲者を出さないために、子どもたち自身が、それぞれの学校で何ができるのかを、考えさせることとしている。

来年度は、幼稚園及び中学校、高等学校用を作成する予定としており、全ての校種で活用する副読本を完成したいと考えている。

なお、この副読本は、東日本大震災で大きな影響を受けている子どもたちの心のケア、さらには教師自身の心のケア、という点も含めて、様々な配慮が必要であると考えており、各学校に対して、副読本を活用する際の留意点等を示した「手引き」を配布し、学校の実情に則した活用を促していくこととしている。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

庄子委員長 現在、仙台で国連防災世界会議が開催されており、私も防災会議に参加したことがあるが、何十年も経つうちに風化してしまう部分がある。

プールの中を歩いたりすることで、水の中では自由が効かない事を体験出来るし、プールや温泉には、強い波を発生させる場所があり、体で感じる事ができる。また、紙工作で家を作り、支柱の有無で風や水に弱い家、強い家を自分で作る事などができる。このように自ら体験することで体で覚えるということも大事であると思うので、保護者

に働きかけをしてはどうか。

スポーツ健康課長

今回は、防災教育の副読本ということで御報告させていただいた。委員長から御提案のあったことについては、生涯学習課で実施している防災キャンプなどでも、そうした体験をしながら防災教育の内面化を図ってまいりたいと考えている。

庄子委員長
教育長

頭と体の両方で覚えることが重要であると思う。

補足すると、今回の2冊で小学校分は完成した。小学校の間に今回の大震災で何が起きたのかということ、それぞれの事実をいろいろなかたちで気づかせて、その中で何が必要なのかを考えさせる。そうした材料にするということで、教訓を後世に伝えていくという意味で、写真等も多く用いて副読本を作成したところである。

しかし実際に防災のための様々な行動を具体的にとれるようにしなくてはならないので、これについては、委員長からも御提案のあった様々な体験活動も含めた取組が必要であると思う。その一つとしては、防災訓練が体験活動の中の一つであると思う。

従来の防災訓練では、形式的になりがちであったが、例えば亘理町などでは、学校だけではなく町全体での防災訓練に切り換えている。そうした地域と一緒に具体的な場面を頭に入れて動いていくような防災訓練を、さらに地域をあげて学校と一緒に取り組めるようなかたちを進めてまいりたいと考えている。様々なかたちで今回の大震災をしっかりと風化させないで、次への備えにつなげてまいりたいと考えている。

佐竹委員

小学校5・6年生用の10ページには、大川小学校のことが取り上げられている。この中には、大切なことがたくさん取り上げられており、21ページには1000年後の命を守るための活動として「いのちの石碑」というものを作っている。56ページには、宮城県の被災状況として、死者が1万530人、行方不明者が1255人とあるが、今回の大震災で命を落とされた児童生徒数と行方不明者の児童生徒数について伺いたい。

スポーツ健康課長

今回の東日本大震災での児童生徒の被害状況は、死者・行方不明者を含めて、公立の小中高、幼稚園、中等学校、特別支援学校を合わせた総数で362名である。同じく私立の小中高、幼稚園、中等学校、特別支援学校を合わせて68名である。合計で430名の児童生徒、園児が犠牲になったということである。

公立の362名のうち下校中の状況も含めた学校管理下内では、362名のうち142名が犠牲となった。公立・私立を合わせて管理下内で犠牲になった児童生徒、園児は220名という状況である。これだけ多くの犠牲者が出たことについては、痛恨の極みであって、先ほど教育長から説明したように、二度とこのような犠牲者を出さないように、この教訓を踏まえて防災教育の充実と、防災体制の再構築に全力で取り組んでいくことが、我々の責務であると考えている。

佐竹委員
スポーツ健康課長

学校管理下内というのは、どのような状況までが管理下内となるのか。

学校の中で学校生活を送っていた子どもたちと、それから下校中の子どもたちも含まれているという状況である。

佐竹委員
スポーツ健康課長

管理下外というのは、自宅に帰ってからということか。

そのとおりである。

佐竹委員

自宅に帰った後、例えば外で遊んでいて犠牲となった場合は、管理下外という区分となるのか。

スポーツ健康課長

そのとおりである。

佐竹委員

保護者の管轄の中という理解でよいか。

スポーツ健康課長

そのとおりである。

伊藤委員

副読本について、昨年小学校4年生であった児童は、今年は5年生になるが、そのときにまたこちらにも配布されるという理解でよいか。したがって、今年の小学校1、2年生は3、4年生に進級する際、5年生に進級する際に、3種類の未来のきずなを学ぶという解釈でよいか。

スポーツ健康課長 この副読本については、児童に個人配布というかたちではなく、各学校への備えつけというかたちでの配布である。この副読本を代々その学校の子どもたちが使用して学んでいくというかたちである。

伊藤委員 県内全ての学校にこの副読本が配布されることはとても良いことであると思う。なぜならば、東日本大震災では、津波により甚大な被害を受けた沿岸部と内陸部の地域によって違いがあり、それぞれの地域で学ぶ児童生徒の中にも、目の前で甚大な被害を見た子どもと、比較的被害は少なく日常生活もさほど困難でなかった家庭とそれぞれあると思う。したがってそれを残し、永遠にこれを忘れないという意味でもこの副読本を作った意味というのもそこにあると思う。受け止め方が全く違う現実がある。

先ほど教育長からも説明があったが、私も地域の町内会で小学校を使った防災訓練に参加しているが、声のかけ方次第で人が多く集まるようにもなる。そしてこれは私たち大人の責任でもあると思う。いかに日頃からの備えが大事であるかである。防災訓練では、今はこのような仮設トイレがあるとか、貯水は小学校のこうした場所にあるとか、そういったものを全部見せてくれるので、我々大人も積極的にこうした機会を通じて、子どもたちだけではなく大人も学んでいくことが絶対に必要であると感じた。

スポーツ健康課長 先ほど教育長から御説明したとおり、小学校5・6年生用に6ページ、7ページには写真を多く取り入れて、まずは東日本大震災を忘れないということで子どもたちに見せて、次の8ページ、9ページでは復興への歩みとして地域との連携が大切である事を学ばせたいと考えている。そうしたことを踏まえて10ページ、11ページで未来へつなぐということで大川小学校のことを取り上げている。

大川小学校のことからそれぞれ今度は自分の地域、自分の住んでいる地域に目を向けさせ、それぞれの地域での防災を考えよう。更には、この教材を自分の孫の代までつないで語り継いでいくということが大事であるということで、このような構成で副読本を作成したものである。

奈須野委員 昨年、小学校3・4年生用の副読本を作成した際の説明では、各市町村、学校の判断で使用していくということであったと思う。既に3・4年生では、各市町村、各学校でこの副読本を使いながら子どもたちに震災のことを教えていると思うが、実際の活用事例などの報告というものはあるか。

スポーツ健康課長 県全体としては、防災教育に年間何時間の授業を行ったかという調査を実施している。平成25年度実績では、小学校では大体6時間から10時間程度であったものが、平成26年度実績では、13、14時間から20時間を超えているということで倍増した数字となっている。これには副読本もそうした一助になっていると考えている。

併せて、今年度から各教育事務所の圏域ごとに、防災教育の協力推進校を選定している。その中では、より具体的にどのような授業で何時間行うとか、業間の15分間を使って月一回定期的に行うなどのモデルケースとなる学校を作っている状況である。

奈須野委員 先日、女川小学校を訪問した際、現時点で震災のストレスを感じながら不安を感じている子どもが、1・2年生に多いという話を伺った。それは震災当時3歳、4歳という幼児であった時の体験がそのまま来ているということで、今回小学校1年生用にこの副読本を配布することとなるが、津波被害を受けた地域の写真等も掲載されているので、いろいろ大変であると思うが、現実を知るといことは、子どもたちが震災から乗り越えるためにも非常に大切なことであると思う。

この副読本を積極的に使っていただくことと、できれば家庭でもこの本を使いながら防災教育に参画していただきたい。例えばこの副読本の内容等が家庭でも見ることができると非常に良いと思うが、そうした計画はあるのか。

スポーツ健康課長 県教委としては、この副読本のほかに教員用の指導略案、子どもたち用のワークシートを作成している。そのワークシートには副読本の内容を落とし込み、各個人ごとに配

布することとしている。それを各家庭に持ち帰り、家庭内でいろいろ相談できるような内容のワークシートを準備している。そうしたことで各家庭での防災意識も高めていければ良いと考えている。

伊藤委員 防災教育の延長線であるが、多賀城高校に災害科学科が平成28年度に誕生する。多賀城市には地方整備局や自衛隊もあるということで、そうした機関との連携で多賀城高校に新設される災害科学科が、さらにその学習の成果を実らせるという意味では大変良いタイミングでの学科の立ち上げになると思っている。それについてはいかがか。

スポーツ健康課長 高校教育課と連携してそのあたりの部分を進めている。県教委としては、来年度、中学校、高校用の副読本も完成する予定なので、それらと合わせて高校における防災教育の内面化も図っていただけるように進めてまいりたい。

遠藤委員 校内に配置されている防災主任、教務主任が中心となって、副読本の活用を含めた防災教育をカリキュラムに位置づけるという仕事を行っていくものと思う。年間どのくらいの時間を充てるかということ、年度当初前の3月時点で来年度の教育計画を各学校で作成できるように、各主任にも伝えていただきたい。

スポーツ健康課長 先ほど御説明申し上げた先生用の指導略案と生徒用のワークシートのほか、教員用の年間指導計画も作成している。4月から3月までどのような教科の中でこの教材を取り上げていくか、それぞれ何時間くらい使うかなどの具体的な計画例を示して、各学校で活用していただきたいと考えている。

佐竹委員 この副読本の活用は、これからの防災教育にとって非常に大事なことで、忘れてはならないことであるが、中には被災時の写真や映像を見て、体調を崩してしまう子どもたちも少なからずいる。被災を経験した児童生徒のメンタルのケアリングをきちんと行うよう、細心の配慮をしていただき、この副読本を有効に使っていただけるよう御指導いただきたい。

スポーツ健康課長 先生方には活用の手引きも配布することとしている。地域連携の方法や活用方法の記載はしているが、加えて教育的配慮事項として、そうした子どもたちの心に寄り添った指導を心掛けるよう伝えてまいりたい。また、指導する先生への配慮についても伝えてまいりたい。

全ての学校で活用いただくことを基本と考えているが、心のケアが必要な子どもたちがいる学校には、この副読本によらない指導もあり得るということも併せて伝えてまいりたい。

佐竹委員 活用できる場所はたくさんあるので、全てをこれに頼らないという指導の方法も考えていただく必要があると思う。

12 資料（配付のみ）

- (1) 教育庁関連情報一覧について
- (2) みやぎの防災教育だよりについて
- (3) 第70回国民体育大会冬季大会の結果について

13 次回教育委員会の開催日程について

委員長 次回の定例会は、平成27年4月15日（水）午後1時30分から開会する。

14 教育委員会臨時会の開催日程について

委員長 教育委員会臨時会について、平成27年3月20日（金）午後1時30分から開会する。

15 閉 会 午後5時54分

平成27年4月15日

署名委員

署名委員